

## 飯綱町議会と信濃町議会 長野地区社保協の請願をうけて

# 生保基準引き下げの中止を求める国あて意見書採択

### 10月からの生活保護基準引き下げにストップ！地方議会から意見書があげられました

飯綱町議会と信濃町議会は、6月議会で国あての「生活保護基準引き下げの中止を求める意見書」を採択しました。長野地区社保協の請願を受けたものです。

飯綱町議会では6月8日に福祉文教常任委員会が開かれ、長野地区社保協から小野事務局長（医療生協）、廣瀬事務局次長（労協ながの）、戸沢幹事（年金者組合）、そして長野中央病院の田中相談員が出席して請願の趣旨説明をしました。反対討論もありましたが、賛成討論では「憲法25条に、『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』と謳われており、生活保護費はそれを保障するものだ。生活保護制度の捕捉率は、15から32%ほどであり、本当に必要な人たちに行き渡っていない。政府自らが『子育て支援を充実させる』、『貧困の連鎖を断ち切る』と言いながら、施策では大きな矛盾であり、子育て世帯や低所得者の暮らしを守る施策を充実させるべきと考える。」とされ、委員会採択そして本議会で採択となりました（意見書は裏面）。信濃町議会も同趣旨で採択されました。

これまでは、平均的世帯の消費水準の6～7割を生活保護基準としてきたのに、前回の引き下げから所得が最も低い10%層との比較を厚生労働省が一方的に持ち出してきたことに問題の発端があります。厚生労働省は、一般低所得世帯（第1・十分位）が、健康で文化的な生活を営んでいるかどうかの検証をしていません。生活保護制度利用者の意見も聴かず、家計への影響も調べていません。

生活保護の捕捉率（生活保護利用世帯数÷生活保護基準以下の低所得世帯数）は、2012年の所得のみの算出で、全国15.5%、長野県6.6%であり、生活保護基準以下で生活している人が全国700万世帯あるとされています。



### 生活扶助基準の見直し経過

見直し	実施期間	引き下げ率		予算削減額 年間	うち国費	見直し方法
		最大	平均			
前回 2013	2013～2015	10%	6.5%	890億円	670億円	CPI低下
今回 2018	2018.10～2020	5%	1.8%	210億円	160億円	最下位層比較
合計		15%	8.3%	1100億円	830億円	



## 生活保護基準引き下げの中止を求める意見書

政府は生活保護基準引き下げを2018年10月から3年かけて段階的に行う方針です。予算削減額が総額210億円、1世帯当たり最大5%、生活保護受給世帯の67%が引き下げとなる大規模なものです。生活保護基準は、2013年から2015年の3年間で最大10%、890億円が引き下げられたばかりで、今回の発表分と合わせると最大15%削減されることになります。

厚生労働省が削減の根拠にしたのは、一般低所得世帯（最も所得が少ない10%の世帯、第1・十分位）との比較です。しかし、生活保護制度の捕捉率は15.3%から32.1%にすぎません。生活保護基準以下の収入で生活している世帯が多く存在し、この世帯は第1・十分位層に含まれています。第1・十分位層の消費水準が健康で文化的な生活を営んでいるかどうかの検証もしていません。

生活保護基準は、住民税、国民健康保険、介護保険、就学援助、保育料など、生活の中のさまざまな分野の施策に連動し、最低賃金の指標にもなっています。生活保護基準の引き下げは、住民全般の生活水準の引き下げにもつながりかねません。

現行でも、生活保護受給者からは「冬場、暖房をつけず、厚着をして毛布にくるまって寒さをしのいでいます」「親戚や近所づきあいはできません」「食事やお風呂の回数を減らしています」との実態が寄せられ、その生活は決して楽ではありません。

政府自らも「子育て支援を充実させる」「貧困の連鎖を断ち切る」と発言しており、子育て世帯や低所得者の暮らしを良くする手立てを急ぐことが必要不可欠です。

こうした状況から、下記の項目について求めます。

### 記

1. 生活保護基準の引き下げを中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月19日

内閣総理大臣／厚生労働大臣／衆議院議長／参議院議長 あて

長野県飯綱町議会議長 清水 満